

随意契約等見直し計画

平成22年6月
独立行政法人都市再生機構

1 随意契約等の見直し計画

平成20年度に締結した随意契約等（少額契約を除く。）について点検・見直しを行い、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

（1）競争性のない随意契約

平成20年度に締結した競争性のない随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成22年度中に随意契約を完了し、一般競争入札等に移行することとした。ただし、過去に締結した協定等に基づき随意契約によらざるを得ないものは、その協定等期間の満了後直ちに移行するものとする。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
競争性のある契約	(72%) 4,519	(69%) 1,965	(90%) 5,635	(95%) 2,695
競争入札	(52%) 3,291	(62%) 1,746	(74%) 4,627	(91%) 2,586
企画競争、公募等	(20%) 1,228	(8%) 220	(16%) 1,008	(4%) 109
競争性のない随意契約	(28%) 1,757	(31%) 866	(10%) 641	(5%) 137
合 計	(100%) 6,276	(100%) 2,832	(100%) 6,276	(100%) 2,832

（注1）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

（注2）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

（注3）1者応札・1者応募となった契約についての契約方式の見直し等を含む。

(2) 1者応札・1者応募となった契約

平成20年度に締結した競争性のある契約のうち1者応札・1者応募となった契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後は、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(億円)
競争性のある契約	4,519	1,965
うち1者応札・1者応募	(10%) 462	(24%) 461

(注) 上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。

(1者応札・1者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(億円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(34%) 156	(21%) 99
仕様書の変更	29	11
参加条件の変更	100	70
公告期間の見直し	81	36
その他	128	38
契約方式の見直し	(50%) 233	(24%) 111
その他の見直し	(11%) 50	(6%) 29
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(5%) 23	(48%) 222

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段(%)は平成20年度の1者応札・1者応募となった案件に対する割合を示す。

2 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 定期的な契約の点検の実施

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約、1者応札・1者応募となった案件を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

① 競争性のない随意契約について更なる見直し

平成19年12月に策定した随意契約見直し計画（以下「当初随意契約見直し計画」という。）において競争性のない随意契約を継続するとしていたものについて、更なる見直しを実施し、一般競争入札等へ移行する。

② 一般競争入札等への移行時期の見直し

当初随意契約見直し計画において一般競争入札等への移行に時間を要するものとしていたものについて、前倒しして実施する。

③ より競争性の高い契約方式への見直し

当初随意契約見直し計画において企画競争又は公募を実施することとしていたもの（既に実施しているものを含む。）について、可能な限り、競争入札へ移行する。

(3) 1者応札・1者応募の見直し

1者応札・1者応募となる恐れがある契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、可能な限り、以下の改善方策を実施する。

① 情報提供の拡充

入札等情報について、機構ホームページに掲載している公示予定情報の内容の拡充、業界団体や業界紙を活用した周知、希望者へのメール配信などにより情報提供の拡大を図る。

- ② 公告等期間の十分な確保
公告等期間（公示開始から参加表明書提出期限まで）は、可能な限り、土曜、日曜及び祝日等を除いて10日間以上確保するよう努める。
- ③ 応募要件の一層の緩和
応募要件について、同種・類似の業務実績の範囲の拡大や実施体制の緩和等を図る。
- ④ 仕様書の充実
業務内容について、参加事業者の理解度が高まるように、より詳細かつ分かりやすく記載するよう努める。
- ⑤ 業務準備期間の確保
実施体制の確保、円滑な業務の引継ぎ等のため、契約相手方を可能な限り早期に決定し、業務開始日までの準備期間を十分確保するよう努める。
- ⑥ 再公募の実施
前年度に関係法人が随意契約又は1者応札・1者応募で受注した案件が、引き続き1者応札・1者応募となった場合には、再公募を行うものとする。

上記の改善方策を講じてもなお1者応札・1者応募となった契約については、その要因について検証を行い、更なる改善方策を検討する。

（4）再委託に係る見直し

再委託の申請及び承諾において、様式等を定めて手続きを徹底するとともに、業務の主たる部分については再委託を認めないことで、再委託の適正化を推進する。

※ 本見直し計画のほか、(財)住宅管理協会が平成21年6月まで発注事務を代行していた賃貸住宅の修繕工事等契約（1,464億円）についても、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行する。